

不動産登記受付帳（行政文書） 記録事項の変更について

不動産登記規則等の一部を改正する省令（令和7年法務省令第49号）の施行により、**令和8年10月1日以降に受け付けられた登記申請等については、不動産登記受付帳に「登記の目的」及び「不動産所在事項」が記載されなくなります**ので、お知らせします。

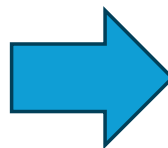
なお、令和8年9月30日までに受け付けられた登記申請等の不動産登記受付帳については、従前の様式となります。

また、商業・法人登記受付帳については、変更はありません。

【変更前】

*受付帳 <不動産>
令和 8 年

【第 号】 9月25日受付（連続）	所有権移転・相続
（既）土地 〇〇市〇〇区〇〇1丁目4-26	



【変更後】

*受付帳 <不動産>
令和 8 年

【第 号】 10月 1日受付（連続）	
（既）土地	

令和8年9月
広島法務局庶務課